

鳥取縣公報

昭和十八年七月二十七日

火曜日

告示

目次

○告示

- 檢査期日變更認可
- 縣立鳥取機械工養成所生徒募集
- 游泳場開設許可

一頁

二頁

三頁

四頁

五頁

六頁

七頁

八頁

九頁

十頁

十一頁

十二頁

十三頁

十四頁

十五頁

十六頁

十七頁

十八頁

十九頁

二十頁

二十一頁

二十二頁

二十三頁

二十四頁

二十五頁

二十六頁

二十七頁

二十八頁

二十九頁

三十頁

三十一頁

三十二頁

三十三頁

三十四頁

三十五頁

三十六頁

三十七頁

三十八頁

三十九頁

四十頁

四十一頁

四十二頁

四十三頁

四十四頁

四十五頁

四十六頁

四十七頁

四十八頁

四十九頁

五十頁

五十一頁

五十二頁

五十三頁

五十四頁

五十五頁

五十六頁

五十七頁

五十八頁

五十九頁

六十頁

六十一頁

六十二頁

六十三頁

六十四頁

六十五頁

六十六頁

六十七頁

六十八頁

六十九頁

七十頁

七十一頁

七十二頁

七十三頁

七十四頁

七十五頁

七十六頁

七十七頁

七十八頁

七十九頁

八十頁

八十一頁

八十二頁

八十三頁

八十四頁

八十五頁

八十六頁

八十七頁

八十八頁

八十九頁

九十頁

一百頁

一百零一頁

一百零二頁

一百零三頁

一百零四頁

一百零五頁

一百零六頁

一百零七頁

一百零八頁

一百零九頁

一百一十頁

一百一十一頁

一百一十二頁

一百一十三頁

一百一十四頁

一百一十五頁

一百一十六頁

一百一十七頁

一百一十八頁

一百一十九頁

一百二十頁

一百二十一頁

一百二十二頁

一百二十三頁

一百二十四頁

一百二十五頁

一百二十六頁

一百二十七頁

一百二十八頁

一百二十九頁

一百三十頁

一百三十一頁

一百三十二頁

一百三十三頁

一百三十四頁

一百三十五頁

一百三十六頁

一百三十七頁

一百三十八頁

一百三十九頁

一百四十頁

一百四十一頁

一百四十二頁

一百四十三頁

一百四十四頁

一百四十五頁

一百四十六頁

一百四十七頁

一百四十八頁

一百四十九頁

一百五十頁

一百五十一頁

一百五十二頁

一百五十三頁

一百五十四頁

一百五十五頁

一百五十六頁

一百五十七頁

一百五十八頁

一百五十九頁

一百六十頁

一百六十一頁

一百六十二頁

一百六十三頁

一百六十四頁

一百六十五頁

一百六十六頁

一百六十七頁

一百六十八頁

一百六十九頁

一百七十頁

一百七十一頁

一百七十二頁

一百七十三頁

一百七十四頁

一百七十五頁

一百七十六頁

一百七十七頁

一百七十八頁

一百七十九頁

一百八十頁

一百八十一頁

一百八十二頁

一百八十三頁

一百八十四頁

一百八十五頁

一百八十六頁

一百八十七頁

一百八十八頁

一百八十九頁

一百九十頁

一百九十一頁

一百九十二頁

一百九十三頁

一百九十四頁

一百九十五頁

一百九十六頁

一百九十七頁

一百九十八頁

一百九十九頁

一百二十頁

一百二十一頁

一百二十二頁

一百二十三頁

一百二十四頁

一百二十五頁

一百二十六頁

一百二十七頁

一百二十八頁

一百二十九頁

一百三十頁

一百三十一頁

一百三十二頁

一百三十三頁

一百三十四頁

一百三十五頁

一百三十六頁

一百三十七頁

一百三十八頁

一百三十九頁

一百四十頁

一百四十一頁

一百四十二頁

一百四十三頁

一百四十四頁

一百四十五頁

一百四十六頁

一百四十七頁

一百四十八頁

一百四十九頁

一百五十頁

一百五十一頁

一百五十二頁

一百五十三頁

一百五十四頁

一百五十五頁

一百五十六頁

一百五十七頁

一百五十八頁

一百五十九頁

一百六十頁

一百六十一頁

一百六十二頁

一百六十三頁

一百六十四頁

一百六十五頁

一百六十六頁

一百六十七頁

一百六十八頁

一百六十九頁

一百七十頁

一百七十一頁

一百七十二頁

一百七十三頁

一百七十四頁

一百七十五頁

一百七十六頁

一百七十七頁

一百七十八頁

一百七十九頁

一百八十頁

一百三十一頁

一百三十二頁

一百三十三頁

一百三十四頁

一百三十五頁

一百三十六頁

一百三十七頁

一百三十八頁

一百三十九頁

一百四十頁

一百四十一頁

一百四十二頁

一百四十三頁

一百四十四頁

一百四十五頁

一百四十六頁

一百四十七頁

一百四十八頁

一百四十九頁

一百五十頁

一百五十一頁

一百五十二頁

一百五十三頁

一百五十四頁

一百五十五頁

一百五十六頁

一百五十七頁

一百五十八頁

一百五十九頁

一百六十頁

一百六十一頁

一百六十二頁

一百六十三頁

一百六十四頁

一百六十五頁

一百六十六頁

一百六十七頁

00209

三六九、三七〇、三七三、三七四、三七七 田字川向三四

三、三四一、三四〇 田字驚繩手四、三九四、三九五、三九三、三

九二ノ一、三九一ノ一、三九〇、三八九、三八七ノ一、三

八六ノ一、三八五ノ一、三八四、三八三、三八八ノ一、三

七八、三七九、三八〇、三八一、三八二 田字大茨 四、〇九

二、四、〇九二ノ三 田字背戸田四、〇五一、四、〇五一 田字

土手廻リ四、〇八六、四、〇八八、四、〇八九、四、〇九〇、

四、〇九一、四、〇八七、四、〇八一、四、〇八二、四、〇八

三、四、〇八四 田字江川四、〇七六、四、〇七八、四、〇七五

田字中町三、九三七ノ四、三、九三七ノ五、三、九六三宅地

字中繩手四、〇二九、四、〇三三、四、〇三一、四、〇四七、

四、〇五〇、四、〇三〇ノ二、四、〇三〇ノ一、四、〇三五、

四、〇三四、四、〇四八、四、〇四九、四、〇三〇ノ三、四、

〇三一ノ一 田四、〇三一 宅地 日置谷村大字善田字内江尻一

八五、一五八 番字外江尻 一三三、一三六、一三七、一三

四、一三一、一三一、一四〇 田字下狐殺一六〇 番四一六原

野四一七 山林字クドレ一五六ノ二 番二五六ノ一 宅地字土橋

00210

彙

報

農林水産業夏期基本

調査

一八月一日現在で実施

食糧増産其他諸政策
重要基礎資料として

増産其の他農林水産業に關する諸政策に確固たる基礎資料を提供しようとするものであるから、調査客体たる申告義務者は有りのまゝを偽りなく申告して、調査の完全を期せねばならないのである。

一 調査の客体

調査の客体即ちこの調査の申告をせねばならぬ者は「農家」及び「準農家」である。以下これについてその意義範圍を説明する。

一 農家

第三回農林水産業夏期基本調査が、来る八月一日現在を以て全國一齊に實施されるが、本縣では本調査の完璧を期する爲に本調査の第一線に活躍すべき縣下二千有餘名の農林水産業調査員を本月十四日から縣下三十ヶ所に招集してその方法等につき各般の打合せを行つてゐるが、縣民各位に於てよくぞの趣旨並に記入の實際等につきよく諒解して調査の萬全を期するやう努められたい。

この夏期基本調査といふのは資源調査法に基いて制定されてゐる農林水産業調査規則の第二條によつて、毎年八月一日に行はれる農林水産業基本調査の一つであつて、食糧

調査の対象となるので、世帶員の誰か農業以外の、例へば林業工業はもとより工場等に勤めてゐても一向差支へなく、こゝに言ふ農家の意義は極めて廣い。

「農業」の範圍は耕種、養蠶、養鶏、養畜の何れ

00211

か一又は二以上を業として行ふことを指す。耕種とは米、麥、蔬菜、花卉、果樹、果樹苗、桑苗、工藝作物等總ての作物を栽培して生計を營む者であるが、造林用苗木は含まない。養蠶とは家蠶を飼育して生計を營むもので桑を栽培しないでも蠶を飼へばこれに入り、養畜とに牛馬豚綿羊山羊等の家畜又は鷄鶩等の家禽、或は蜜蜂を飼育することによつて生計を營む者であるが、但し愛玩用鳥獸は含まない。

調査はこれらの農業を生業として營む者について行はれるが、生業とするとは經濟的物質生活の爲の活動、殊に勞働をすることであつて、趣味娛樂としてのものは含まない。

尙生産物は當時販賣に供せられずとも、自家用の場合に於ても勞働の重要な部分が農業に注がれて居れば農家とする。

二、準農家

「準農家」とは『會社、組合、學校、試驗場等（國營のものを含まず）にして農業を行ふもの』をいふのである。

兼業農家とは農業を營む世帯でその世帯員中に農業以外の業に從事する者ある世帯である。世帯主又は世帯員が自ら商工、水産業、林業、交通業等を經營する者は勿論、これらに勞働者として雇傭される者や、その事務とか、技術に從事する者、其の他官公署、學校、組合その他團體等に勤務する者、他人の農業に日傭又は季節傭等として雇傭される者等のある農家はみな兼業農家である。

尙貸付耕地一町歩以上の地主が農業を營んで居る場合或は株券其の他の財產收入の相當ある者が農業を營んで居る場合等も兼業農家として取扱ふ。又出稼、女工、職工、女中奉公の如き勞働者に限り、その者が八月一日に農家を離れてゐても、他で一戸の世帯を構へてゐないかぎりこれをその農家の世帯員と見做し、その農家は兼業農家として取扱ふ。

二、自小作別

この欄は1.貸付耕地一町歩以上を所有する農家2.自作農家3.自作兼小作農家4.小作兼自作農家5.小作農家6.土地

て、例へば工場に於て食糧確保等の目的で農業を行ふ場合、又は部落員、隣組、又は數人の者が共同で農業を行ふもの等も、面積の多少に拘らず準農家として調査される。

二、調査事項

調査事項は一、農家準農家別二、專業兼業別並に兼業の種類三、自小作別四、經營總耕地面積五、稻作付面積六、主要作物作付面積七、桑及茶栽培現在面積八、鶏飼養羽數の八つであつて、記入上の注意については大体調査票に書いてあるから、よく読んで間違ひなく記入されたい。

念のため補足的に説明すると次の通りである。

一、專業兼業別

專業農家とは農業のみを營む世帯である。世帯員中に一人も農業以外の業に從事する者の存しないものであることを要する。但し農家が自家生産の農產物を加工したり自己の稻田で養鯉を行ひ、又は自家用柴草や薪炭等を得る目的で山林を所有するやうな場合は兼業とは算れない。

を耕作せざる農家の六つに別れてゐて、準農家と記入の要はない。農家は調査票に示されてゐる右の六つの中自己の該當するもの一つに○をつけるのである。

右のうち自作農家とは耕作全田畑が總て自己所有であるものと、全田畑の中一割未満が小作地である農家、自作兼小作とは自作地と小作地の面積が等しいもの及自作地の方が小作地より多いもの、即ち自作地が五割以上九割未満のもの、小作兼自作農家とは小作地の方が自作地より多いもの、即ち自作地が一割以上五割未満のもの、小作農家とは小作地ばかりを耕作する農家及自作地が一割未満のもの、土地を耕作せざる農家とは、全く田畑を耕作しないで家畜家禽蜜蜂蠶等を飼養する農家、又は溫室經營農家である。因に貸付耕地一町歩以上所有して居るものは初の1方に入るべきであるが、一町歩未満所有することは差支ない。

三、經營總耕地面積

自己的經營してゐる田及畑の面積を洩れなく記入するので現に作物を栽培してゐる土地は勿論、既に收穫済で現

00213

に作物を栽培してゐない田畠又は何等かの都合で其の年栽培を休んでゐる田畠も總てを計上するのである。従つて河川敷や屋敷の一部等土地臺帳に田畠でない土地でも現に作物を栽培してゐる土地は耕地として記入し、又自市町村のみでなく他市町村内に出作してゐる分も含め記入するのである。尙田畠の區別も臺帳面に依らず、現在の土地の形態によつてきめる。但し八月一日現在で水田作物が植はつてゐないでも、水田としての形態の整つてゐるものは田として取扱ふことになつてゐるのである。

(統計課)

比較的身体の弱い

中等學生を鍊成

八月一日から縣下四ヶ所で

本縣に於ける各中等學校の体力検査は此の程全部終了を見たが、其の結果國民体力管理醫に於て比較的身体が劣弱

であると認めらるゝ者が三百名内外に達する見込で、縣では之等劣弱者の体位向上を圖り、或は産業戰士として國家に御奉公出來得る人的資源を培養し、以て敵國をして屈服せしめんとする目的の下に、来る八月一日より九月四日までの三十五日間に亘り、中央より講習を受けた坂郷軍人を指導者として岩美郡大岩村大字岩本にある岩本興亞鍊成道場、西伯郡境町にある境舊砲石跡の境港灣事務所、米子市皆生にある大山館、姫路陸軍病院皆生臨時分院の四ヶ所にて健民修練を實施することとした。而して本修練は本年度内に一般勤労者を通じて二十五回實施することになつてゐる。

又此の修練は期間中だけでは其の實効は期し難いので、父兄側に於ても右の趣旨を諒し、進んで修練所に入所せしめると共に修練後に於ても修練中に受けた生活改善其の他の付て一層留意し體力向上に努力せられるやう切望する次第である。

尙ほ一般者、勤労者等の對象者に對しても同様趣旨により本年度内に實施する豫定である。

實施内容は

- 一、理學的検査、ツベルクリン皮内反應検査、エツクス線検査、赤血球沈降速度測定、糞尿検査、身体各部に亘る觀察と判定、肺活量検査、背筋力検査其の他体力
- 章検定種目等を行ふと共に、生活調査表に依つて所要事項を調査する

- 二、右に基いて個別的指導を行ひ、惡癖の矯正に努め良習慣の涵養をなす

- 三、個別的指導に際しては對談等をして既往及び現在の生活其の他各種調査並に検査に基き体力の低下を來した原因と認められるものを指摘し、進んで矯正除去に努める

- 四、實施に當つては精神訓話、健民講話、体力講話、衛生講話、就中健民講話及び衛生講話に主力を注ぐ

- 五、体操、教練、行軍、武道、角力、遊戯、水泳、勤労作業等を行ひ本人に適應した運動を課せしめる
- 六、毎朝皮膚の鍛錬を行ふ

等であるが、特に弱い者に對しては休養に重きを置くと共に

學校卒業程度の試験検定

(衛生課)

十月二日より十日間

に毎日朝は六時に起床し、夜は九時に就床する等規律ある訓練生活を行ふことになつてゐて其の成果を期待され

てゐる。

『健康が長い戦に勝つ力』

『たくましき身に國を負へ』

00214

横濱高等工業學校 明治專門學校

東京高等工藝學校 神戶高等工業學校

○高等工業學校應用化學科

橫濱高等工業學校 明治專門學校

○高等農林學校農學科

三重高等農林學校 東京高等農林學校

二、出願期限及び手續

出願者は八月末日までに文部省専門教育局専門教育課に受験願書を差出すこと

出願に關する書式は本年四月十四日付文部省令第四十六號専門學校卒業程度検定規程に依ること

三、試験期日

十月三日より十二日まで毎日

尙詳細に付ては住所氏名を明記して郵便切手を貼付したる返信用封筒を封入の上縣敎學課宛照會せられたい。

(敎學課)

×

×

×

昭和十八年七月二十七日印刷
昭和十八年七月二十七日發行

發行者 鳥取縣 鳥取市 東町 取
鳥取縣 鳥取市 吉方町 取
印刷所(西鳥19) 前田 印刷所